

矢掛町マスコットキャラクター「やっぴー」デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢掛町マスコットキャラクター（以下「キャラクター」）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクターは、次のとおりとする。

- (1) 名称は、「やっぴー」という。
- (2) デザインは、町が定めた次の基本デザイン及び町長が別に定めるその展開デザインとする。

基本デザイン



(使用承認の申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」）は、あらかじめ矢掛町マスコットキャラクター「やっぴー」デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 矢掛町及び矢掛町教育委員会が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるとき。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 作成しようとする物品の詳細が分かる見本、計画図、原稿等
- (2) 町長が必要と認めるもの

(使用承認)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする

- (1) 矢掛町のPRに寄与しないものであるとき。
 - (2) 矢掛町の品位を損なう、又は損なうおそれのあるとき。
 - (3) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すものであるとき。
 - (5) 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用するものであるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長がキャラクターの使用を適当ではないと認めたとき。
- 2 町長は、当該使用を適当と認めたときは、申請者に対して、矢掛町マスコットキャラクター「やかっぴー」デザイン使用承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 町長は、当該使用を不適当と認めたときは、申請者に対して、矢掛町マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(使用の期間)

第5条 キャラクターを使用できる期間は、2年以内とする。ただし、同様の内容を再度申請することは妨げない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 第5条第1項の規定により、使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) キャラクターの使用に関する権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターを自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (4) 第2条第2項に規定するキャラクターのデザイン及び色の改変をしないこと。ただし、単色(1色)での使用は可とする。
- (5) 前号の規定にかかわらず、作成する物品の形状に応じてキャラクターの一部を使用する場合は、キャラクターの印象を損なわないように使用すること。
- (6) 原則として、物品等には「やかげ観光大使」及び「やかっぴー」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (7) 物品が、町が製造又は販売する物品であると誤解されるおそれがないよ

うに必要な配慮を行うこと。

(8) 物品の安全性、品質等について、全ての責任を負うこと。

(9) キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定または登録しないこと。

(見本品の提出)

第8条 使用者は、第5条第1項の規定により使用の承認を受けた物品等の見本を速やかに提出するものとする。ただし、見本品の提出が困難と認められるものについては、物品が明確にわかる写真等をもって代えることができるものとする。

2 町長は前項による確認の結果、物品が適正でないとする場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、町長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(承認事項の変更)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ矢掛町マスコットキャラクター「やっぴー」デザイン使用変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請内容が適当と認めるときは、矢掛町マスコットキャラクター「やっぴー」デザイン使用変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 町長は、前項の申請内容が不適当と認めるときは、矢掛町マスコットキャラクター「やっぴー」デザイン使用変更不承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

4 第7条及び第8条の規定は、承認内容の変更の場合において準用する。

(承認の取消)

第10条 町長は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、町長は、その責めを負わない。

2 前項の承認の取り消しは、矢掛町マスコットキャラクター「やっぴー」デザイン使用承認取消通知書(様式第7号)より通知するものとする。

3 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止、又は廃棄処分しなければならない。

4 承認の取消しにより、矢掛町又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 使用者は、承認に関し知り得た秘密を第三者に漏洩及び譲渡してはならない。承認期間終了後においても同様とする。

2 使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(事故、苦情等の処理)

第12条 キャラクターの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(承認期間終了後の処理)

第13条 承認期間が終了した場合の使用者の在庫物品については、改めての変更の申請は不要とし、期間満了後も在庫がなくなるまで引き続き使用することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。